

業 務 速 報

NO. 1268
2021. 8. 24
J R 東海労働組合
発行 木下 和樹
編集 斉藤 孝紀

「休業協定書」に関する覚書の 締結について、団体交渉開催！

8月23日、会社より「休業協定書」に関する覚書の締結についての提案を受けました。

本部は持ち帰り検討としましたが、8月24日12時35分に妥結通告をしました。
議論のやりとりについては、以下の通りです。

＜主なやり取り＞

組合：覚書は6月30日まで締結していたことでいいか。

会社：そうである。

組合：7月8月はお盆輸送含め夏季輸送があったから、覚書は未締結だったのか。

会社：その通りである。

組合：会社のHPに秋の新幹線運行計画で10月11月に平均1日350本運行と表明されているが、臨時列車は何本予定しているのか。

会社：現時点では解らない。

組合：インターネットニュースで「9月の減便により一時帰休検討」とされている。

会社：会社として減便となるので、一時帰休（休業）を考えている。

組合：考えていると言うが、実施するのだろうか。

会社：9月の運行の詳細が解らないが、実施することとなる。

組合：1日何名位考えているのか。

会社：詳細については解らない。

組合：一時帰休（休業）を実施する対象箇所はどこか。

会社：新幹線乗務員、駅、車両系統と少しではあるが在来線乗務員を考えている。非現業は対象外である。

組合：車両系統では交番検査や台車検査のように周期検査に関わる部署と言うことか。

会社：そうである。浜松工場で実施したと聞いている。

組合：ならば、交番検査での「白日」に休業を導入せよ。

組合：休業で「9時までは待機している」と現場で言われているが、本人は休

業と判断している。

会社：9時前までに勤務変更もありうるから、そのように言っていると思う。

組合：特・公・休業・休業の勤務指定で旅行に行っていた場合はどうなるのか。

会社：その時に旅行のため出勤不可と言ってもらえばいい。

組合：その場合、本人に査定など不利益は生じないのか。

会社：不利益は生じない。

組合：雇用調整助成金が11月末まで延長されたと報道されている。そのこともあり、雇用調整助成金の受給のために、今回の覚書締結があるのか。

会社：雇用調整金の受給手続きを行っていく。

組合：新幹線乗務員職場で在宅日勤と休業を併用して実施していくのか。

会社：今までと変わらずである。

組合：持ち帰り検討する。

以 上

令和 3 年 8 月 23 日
東海旅客鉄道株式会社

「休業協定書」に関する覚書の締結について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に伴い、一時帰休の実施を検討していることから、下記のとおり提案する。

記

1 提案の趣旨

現在の社会情勢やご利用状況を踏まえると、9月是一部箇所において一時的な業務量の減少が発生しうる状況にある。こうした状況を踏まえ一時帰休の実施を検討しつつ雇用調整助成金の受給準備を進めていきたく「休業協定書」第2項に基づき、休業の実施期間を令和3年9月1日から令和3年9月30日まで延長する覚書を締結する。

2 「休業協定書」に関する覚書案
別紙のとおり。

以 上